

岩手県告示第14号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
有限会社釜石礦油	釜石市中妻町一丁目19番8号	平成21年12月16日